

令和3年度 第9回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年8月17日（火）14時00分～15時30分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、押田委員、片谷委員、五嶋委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	中西委員
開催形態	公開（傍聴者 3人）
議 題	1 （仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書について 2 アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業計画段階配慮書について
決定事項	令和3年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録確定</p> <p>2 議題</p> <p>（1）（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見ございましたら、委員の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。宮澤委員どうぞ。</p> <p>【宮澤委員】 宮澤です。説明ありがとうございます。閉鎖性水域という問題提起させてもらったのですが、丁寧に説明してもらいました。ただ私がお尋ねしたことについて、ちょっと論点をずらされたかなと思うのは、（補足資料）1ページの閉鎖性水域の閉鎖度というところで、この式は東京湾ということで湾口の大きさとか面積のデータを入れているのですが、私の関心があったのは当該建設予定地、計画区域周辺の状況がかなり運河で閉じられている感じになっているので、その辺のより詳細な局所的なデータが挙げられるのかなと思ったのです。この説明はどうも東京湾全体を見ての説明かと思いましたが、もう少し計画区域に近いところでのデータというのが、もしあれば、もう少し説明してもらえばと思うし、なければそれはもう仕方がないので結構でございます。以上です。</p> <p>【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方、いかがですか、今の点。計画区域に近いところでのデータがそもそもあるかどうか。</p> <p>【事業者】 はい。今、先生がおっしゃられたように、計画地に近い、よりその計画地の状況を確認できるようなデータがあるかどうか、いろいろと調べさせていただきましたが、残念ながら、そういったものが見つからなかったというところです。東京湾全体の計算ですね、その内容に沿った形</p>	

で、今回、横浜港の範囲、お手元の補足資料の3ページに図がござい
ますが、画面の方共有させていただきます。画面が映りましたでしょ
うか。東京湾全体右上の方にございますこのピンク色の部分です
ね、これが一応横浜港といわれる範囲になってございまして、そ
れを拡大したものが左側のこの大きな図、この黒い線がござい
ますが、金沢区の方も含んだエリア、これを一応横浜港という
ところで、この範囲でどうかということをお聞きしたいと思
います。残念ながら、これ以上の細かな情報が得られませ
んでしたので、現段階ではこのような形でまとめさせていただ
いた次第でございまして。

【奥会長】

はい、宮澤委員。

【宮澤委員】

その点は了解いたしました。あとは、水質の方の問題がなければと思
います。

【奥会長】

はい、分かりました。ありがとうございます。酒井委員どうぞ。

【酒井委員】

酒井です。私は水質の専門家ではないのですが、今のやりとりと
それからいただいた資料を見て思ったのですが、まず、この横浜港
からは計算できたというのは、地形から単純に計算できる式になっ
ていますので、御自分で計算されたという意味ですよ。だとす
れば、計画区域も同じようにできるのではないかと単純な疑問
です。それから、この示された式が謎なのです。どうしてD2
が分子にきているのか、これを単純にどのくらいの水量に対して
出口が、間口がどうなっているかという式じゃないかと思
うのだけれど、そしたらD2というのが分子にきているとい
うのは、分母にくるのではないかと思うのです。なぜ分子
になっているのかということをお聞きしたいと思
います。

【奥会長】

はい、お願いします。

【事業者】

まず、今回の計算につきましては、(補足資料)2ページ
の字が小さくて、大変恐縮なのですが、表の下に書かせて
いただいています。※の4番になりますが、国土交通省
の方で出されている資料を参考に計算をさせていただきました。
他に東京湾の水の入れ替え、水交換に関する論文等々
が見つからなかったものですから、こちらの方を参考に
させていただきまして、推測になりますが、横浜港という
形で今回引用させていただいたというふうでござい
ます。

【酒井委員】

はい。ちょっと誤解したのですが、閉鎖度、そもそ
もの委員の質問というのが閉鎖の度合いがどうかとい
うことだったのだと思うのです。それに対して、(補
足)資料1ページ目のところでもって閉鎖度の計算式
を示されている。これは東京湾全体の話ですよ。だ
から、この考え方をうけて、その現地の近傍の
ところでもって計算できるかと思うのです。まず、
ここに示されている式の形が、D2が分子にきてい
るのが不思議です。それを使わないで水交換量の
計算を言いましたと言っても、横浜港という
かなり、これ近いと言っても、含んでいるとい
ってもまるで(東京湾と)違うのは素人目で見
ても明らかなので、これをもってして何か
評価をするというのは、ちょっと意味が
分からないと思
いました。

【事業者】

はい。まず(補足)資料の1ページの閉鎖度
につきましては、東京湾全体の閉鎖度がどうか
ということ、閉鎖性が高いかどうかとい
うことを

現在の各指定等を含めて大きなところで確認をし直したというのが①番の閉鎖度になります。前回の審査会の中で御指摘をいただきましたのが、水交換量についての試算ができないかというお話でしたので、それを踏まえまして②番、こちらの方を作成した次第でございます。御指摘のとおり、横浜港全域ということで、あまりにも範囲が広いのではないかという御指摘はもっともでございますけれども、計画地近傍のですね、例えば運河の水深などを、横浜市の港湾局さんにもいろいろとヒアリングをかけたのですけれども、そういった情報もないということが分かりましたので、今回、計画地近傍でないということは御指摘のとおりなのですけれども、できる範囲での試算を試みたというところでございます。あくまでこれは試算ですので、試算した結果が、汚染物質は滞留しやすいかどうかというところまでの結論がなかなか導き出せなかったというところがございますので、そのあたり困難だということを踏まえまして③番、簡易的ではございますが、水質の予測をさせていただいて、滞留しやすいかどうかは判断ができないのですけれども、今回の事業による影響がどの程度なのか、著しい影響がありそうなのか、なさそうなのか、そのあたりについてまとめさせていただいたという次第でございます。

【酒井委員】

通常的环境基準を満たしているかという意味の手続きでは、これで問題なかろうと私もそう思うのです。ただちょっと気になるのは、ここの運河の周辺というのは御社だけではなくて、いろいろな企業がいろいろな事業を行っているエリアで、その運河の中の水循環がどうなっているのか、水交換がどうなっているのかというのは、それぞれの事業者さんは把握せずに排水されてると、そういうことです。それから、横浜市さんはそれを問題ないというふうな認識でいるという意味なのでしょうか。

【奥会長】

はい、今の点はいかがですか。

【事務局】

よろしいですか。

【奥会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

E N E O S さんも対象ですが、水質汚濁防止法という法律がございます。その中で 50m³以上の排水をするところは特定施設ということで、総量規制がかかる形になっております。総量規制のかかるところは、法的には閉鎖性水域となっています。E N E O S (既存の中央技術研究所)さんは、総量規制がかかる事業所として、規制を受けているところがございます。もう一方で、横浜市と協定を結んでおり、ある一定の排水量以上を出しているところについては、基準値以上で管理していただいているところがございます。その上でE N E O S さんは、自主管理値というものも定めて、協定値より低めの値、安全側で協定値を管理しているところがございます。以上です。

【奥会長】

はい。酒井委員よろしいですか。

【酒井委員】

そうですね、はい。E N E O S さんの対応については納得しました。むしろ横浜市さんの方と話をしたい気もするのですけれども、この場合は、ちょっと場が違うので控えます。以上です。

【奥会長】

はい。そもそも東京湾は総量規制の対象水域になっていますので、事業者の方は排水基準をクリアするとともに、量的な規制も受けていると

ということになります。では、田中修三委員。関連でしょうか。はい、お願いいたします。

【田中修三委員】 まず質問の前にですね、先ほどの御質問に関することなのですが、この閉鎖度ですね。分子に D^2 、湾口の最大水深があるのは変ではないかというような御質問でしたけれども、この閉鎖度を厳密に求めるのは難しいのですが、これは環境省で使っている式でして、一般的に使われている式です。分子がですね、これ湾口 W に最大水深 D^2 掛けていますから、湾口の断面積ですね。ごめんなさい、分母がですね。分子の方は湾内の最大水深に面積のルートということで、ちょっと微妙なのですが、平均的な幅みたいなものということで、湾内の断面積を湾口の断面積で割っていると。これが1であれば、全く長方形みたいな形で直方体になるわけですが、これが1より大きいということは湾口の断面積に対して湾内の断面の方が大きいということになりますので、それで閉鎖的な水域になると。逆に1より小さければ湾口の断面の方が広いということになりますので、これは開放的だということで、こういう式が使われています。一般的に使われている式です。全く問題ないと思います。

【酒井委員】 はい、すいません。湾口最大水深というのは分母なんですね。この記述の仕方というのは分子になってますけども。

【田中修三委員】 D^2 は分母です。

【酒井委員】 これ $W \times D^2$ のところはカッコで括られるわけですね。

【田中修三委員】 そうです。カッコがあった方がいいですね。

【酒井委員】 そうですか。ここが違うと大違いなので、基本的なところ間違いないでください。

【田中修三委員】 $W \times D^2$ が分母ですね。

それで私の質問なのですが、今回はジョセフ・センドナー式を使う解析解ですね、数値解析の解析解を使って解析されていて、それほど影響はないというようなことなのですが。ちょっと気になるのは、潮流、潮汐があります。ここは近くに入江川がありますよね。入江川が多分感潮河川だと思うのですが、大潮の時とか、あるいは満ち引きによって今回の排水施設から出された排水が入江川の方に遡って入江川の水質に影響を及ぼすことはないのかどうか、そこは検討されていますでしょうか。また、検討される予定はございますでしょうか。

【事業者】 今、河川に対する影響も含めた検討をする予定があるかという御質問でございますが、現状は非常に簡易的な形でですね、確認をさせていただいてまして、そこまでちょっと細かなデータですね、またデータを取得して計算するというところまでは、現状は行えない状況にございます。

【田中修三委員】 入江川は感潮河川ですね。どの辺まで潮が満ちてきますか。

【事業者】 すみません。そこまでのデータは、整理できておりません。

【田中修三委員】 感潮河川だと思いますので、満ち潮の時は、排水の影響がないのかどうか、なければいいのですけれども。河川の水質にまで影響を及ぼす可能性があるのでは、そこは一応検討していただけますか。おそらく検討する必要はあると言えるのではないかと思います。

それから結論としては、閉鎖性水域であるかどうかは水交換量から判断できないということなのですが、ジョセフ・センドナーの式に基づい

た解析によると影響はないということで、環境影響評価項目としてはこの時点では考えてないというような結論だと思うのですが。結論としては評価項目には入れなくてもいいのかもしれませんが、その理由としてはですね、ジョセフ・センドナー式みたいな解析解で云々よりも、ここは総量規制の対象水域になりますね、東京湾全体がそうなので。その総量規制に対するCODと窒素の解析をされてましたが、当然総量規制だとリンも必要になってきますので、リンに対する解析が必要になるかどうかと思います。それで重要なのは、この総量規制対象区域に排出する排水になりますので、当然その規制がかかってくるので、CODの負荷量、それから窒素の負荷量、リンの負荷量に対する規制がかかってきますよね。当然守らなければいけないのですが、それをどうやって守るかということですね、実験排水あるいは生活排水も含まれますね。この排水に対する処理の考え方、どうやって総量規制を十分に守る処理をやるのか、その維持管理をどうしていくのかということをしっかり述べられれば、おそらくその基準を達成できておれば、水質の東京湾に対するその影響評価項目としては要らないかなという感じはします。ただし、さっき言ったように感潮河川に対する影響は、もしあるのであれば、これはしっかりみていく必要があると思います。私の方から、以上です。

【奥会長】

はい。ありがとうございます、田中委員。こちらのENEOSの研究開発拠点の建設事業につきましては、現在第2分類事業の判定届出書が提出されている段階ですので、ここでフルアセスをやる必要があるかどうかということ判断する必要があります。もしフルアセスをやる必要があるということになれば、方法書の作成といった段階に入っていくわけです。現段階は、そこまでは求められていない時点で検討しているということです。そうしますと、今の時点で即座に河川への排水の影響までのデータを出してくれということが、そこまで必要かどうかです。そもそもフルアセスが必要かどうかを判断する上で、そこまでの検討を求めるかどうか、そうしないと判断ができないかどうか、というところを、ここで見極める必要があるかと思いますが、手続きの段階がどこにあるのかということをお理解いただきたいと思います。

【田中修三委員】

私が申し上げたかったのは、配慮書の段階でということではなくて、次の段階の方法書の段階で当然検討しなければいけないと思いますので、そのことを念頭にです。

【奥会長】

はい。ですから、方法書に進む必要があるかどうかということをおここで判断する。それに必要な情報として何があるのかということをお指摘いただければと思います。

【事務局】

会長、事務局からよろしいでしょうか。

【奥会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

よろしければ、ちょっと第2分類の判定手続きについて、簡単ではございますが事務局から御説明させていただければと思います。

【奥会長】

そうですね、はい。

【事務局】

今資料を提示いたします。はい。今、左側の事業者というところをお覧ください。配慮書の下に判定として赤く囲ってございます。今は横浜市の場合、上に第1分類、第2分類とございますが、第1分類の75%の規模を第2分類事業として、そもそもフルアセスをまずやるかどうかと

いうところを審査するといった段階が、今、判定というところになって
ございます。配慮書が終わって今判定をして、その結果、アセスが必要
だということになれば、先生がおっしゃってるような方法書といった手
続きに進んでいくことになります。判定届出のときにどういうふうに判
定するかという基準もございまして、それが次の資料になります。判定
基準①、②いずれかに該当するときは、環境影響に著しいものとなるお
それがあると考えてアセス手続、つまり方法書以降やるかというところ
になります。1つ目のところですが、まず環境影響を受けやすいと認め
られる対象の存在、これについては3種ございまして、汚染物質が滞留
しやすい地域、人の健康影響に対する対象や施設がある地域、それと自
然度の高い植生等がある地域、そういった地域がまずあって、それに対
して、さらにかつ、相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとなれば、そ
の以降のアセス手続をしましょうという形になっております。今問題と
なっているのは、先ほどの汚染物質が滞留しやすい地域であるかどうか
になります。ここの見極めとしては、まず大気汚染物質が滞留しやすい
かどうか、それともう1つが今言っている閉鎖性の高い水域かどうかと
いうところになります。今、閉鎖性が高い水域かどうかというところ
で、質疑を行っているところです。さらにあつたとしても、かつです
ね、相当程度の影響を及ぼすおそれがあれば、今後アセス手続が必要で
すねという話になっていくと、今はその判定を確かめている段階といっ
たところになります。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。こちらについて、今、御説明いた
だいた内容で、田中修三委員、何か御不明な点ございますか。

【田中修三委員】 はい、汚染物質が滞留しやすい水域であるかどうかは微妙ですけれど
も、どういうスケールで見えるかによるのですが、東京湾自体はもう閉鎖
性水域ですからその中の水域なので、閉鎖性水域の一部であることには
間違いのないと思います。それから相当程度の影響を及ぼす恐れがあ
るのかどうかを判断するために、入江川の感潮域に対する影響がどの程
度あるのかというのを見ないことには判断のしようがないという感じ
ですかね。

【奥会長】 はい、そういう御意見ですね。はい、分かりました。その点は事務
局、事項として、整理をお願いいたします。

【事務局】 はい、分かりました。

少し補足させていただきますと、入江川については横浜市の方でも測
定をしております。多少上流部になるのですが、入江橋という地
点がございまして、そのBOD等については環境基準を満たしている
という状況でございます。もう1点ですね、先ほどENEOSさんとは
横浜市と協定を結んでやっていますというお話をさせていただきました
が、ENEOSさんの排水は、テレメーターという設備を使って、横浜
市の方に常時送られてきています、横浜市の方で常時監視できる体制
となっているところでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今横浜市の方で持ってらっしゃるデー
タ、それからその協定に基づいてENEOSさんから提供されているデー
タ、そういった情報を出していただければ、よろしいかと思いた
すが、田中修三委員いかがですか。

- 【田中修三委員】 すいません。ちょっと今分からなかったのですが、もう一度、何をしていたかということですか。ちょっと途切れちゃいましたね。
- 【事務局】 現在、ENEOSと横浜市の方で協定を結んでおり、テレメーターという設備を使って、ENEOSさんの排水を常時モニタリングしている状況でございます。そういう意味では現状の排水については把握できるというところでございます。
- 【田中修三委員】 はい。現状は把握できるのですが、新しくここに排水施設を作った場合にどうなるかということが、それほど厳密なものでもなくてもいいのだけれども、どの程度あるかないかということが分からないことには、この相当程度というのが判断できないかなと。
- 【事業者】 コンサルの方から発言よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 お願いします。
- 【事業者】 今日お示しをさせていただきました（補足）資料の6ページを今一度御覧いただきたいのですが、今回、CODと窒素含有量ということで、2つの予測をさせていただいております。計画地の前面が恵比寿運河でございます、この運河の幅がですね、日産の工場が対岸にございませけれども、そこまでの距離がだいたい90mございます。先ほどの京浜港の測定値との比較になりますが、今回この6ページでお示している、画面もう一度表示させますが、COD、将来的な濃度になりますけれども、ブルーが今回排水する水の濃度です。結局、今の海域よりも低い値ということで、この運河そのものがですね、幅90mございますけれども、その途中で現状の海域の濃度とほぼ一緒になるということを確認させていただきました。また、窒素含有量につきましても、こちらの海域よりも少し高い濃度になりますが、こちらは先ほど御説明を差し上げました通り20mほどいきますと、現状の海域と同じような数値になるという試算をさせていただいております。入江川が近くにあるという御指摘、そのとおりでございますが、恵比寿運河から離れたところになって参りますので、そういった意味で、著しい影響があるかということにつきましては、前面の恵比寿運河なところでほぼ海域と同じような数値になるということを考えますと、著しい影響はないのではないかなというふうに考える次第でございます。
- それからもう1点ですね、リンについても予測をすべきだという御指摘、御意見がございました。これにつきましてはお手元に判定届出書（添付資料）はございますでしょうか。判定届出書（添付資料）の資料編の14ページに、今こちらの方の画面では映せないのですが、既存の中央技術研究所の水質測定結果という表3-1を掲載させていただいております。リンにつきましても過去調査をされておりますが、過去3年間のデータを示させていただいております、測定した結果、定量下限値以下が3回、測定できたものでも0.16ですとか0.08、そういった非常に低い数値、排水基準が8に対しての0.16という非常に濃度が低いということで、今回のこの簡易的な予測の対象から外させていただいたということでございます。窒素の方で、実際海域よりも高い濃度についても20m程度で同程度になるということを確認しておりますので、リンにつきましてはもっと低い数字ということになりますので、これもまた著しい影響はないのではないかなというふうに考えている次第でございます。よ

ろしくお願いいたします。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。いかがですか。田中修三委員。

【田中修三委員】 新しく作る処理施設の排水口から入江川の河口くらいまで、距離的にどれくらいありますか。

【事業者】 はい。判定届出書（添付資料）の3-7ページに河川および湧水位置図という図がございます。右下の方にスケールがございますけれども、少なくとも500m以上離れていると、河口からは離れているような位置関係という状況でございます。

【田中修三委員】 潮汐の影響を私はちょっと心配をしているのです。満ち潮の時に、入江川に海水が入ってくる時に、この恵比寿運河に流した排水がぐっと逆流して来ないかどうかですね。その辺の解析はおそらくジョセフ・センドナー式では評価できないのではないかと思います。距離的に実際の、今現時点でも、このちょうど排水口付近からの水が入江川にまで入って来るようなことはない、来てもほんのわずかなものであるというようなことが言えるのであれば、それはそれで結構かと思えます。

【事業者】 はい。入江川に到達するまでにですね、今ご覧いただいている画面のとおり、濃度が高い物質窒素につきましても、20m程度です、周辺の水と同じような数値まで行きますので、そういった意味では、影響は著しい影響がないのではないかなというふうに考えている次第です。

【田中修三委員】 だから、これはジョセフ・センドナー式で出した結果ですよ。

【事業者】 簡易的な予測になりますので、これがどこまで精度があるかというのは御指摘のとおりかと思いますが、著しい影響がありそうかどうかというところのチェックとしては、このような形でまとめさせていただいた次第でございます。

【奥会長】 どうでしょうか、田中修三委員。これ以上の作業をしてもらわないと判断できないかどうかですね。

【田中修三委員】 だから、現実的にどの辺まで水がずっと逆流してきているのかということをごっか説明していただければと思うのですけど。

【事務局】 田中委員、何かジョセフ・センドナー式じゃなくて、他に何かやるような方法がございますか。

【田中修三委員】 私もシミュレーションモデルの専門家ではないのでよく知らないのですけども、解析解の限界だと思うのですけどね。その辺は。

【事務局】 先生、解析解というのは。

【田中修三委員】 数値シミュレーションをやっているわけではないので、ある前提条件のもとにその方程式を解いたやり方ですからね、解析解というのは。その前提条件が少し崩れると、適用性が非常に低くなるということになりますので。

【事務局】 そうですね。第2分類事業というのは、そもそもが（第1分類の規模の）75%と、第1分類よりも小さいということにして。判定にあたってはですね、規定としましては、入手可能な情報を用いて行うというふうになっております。方法書以降はですね、きちんと、例えば現地調査を行ってですとかといった形になるのですけれども、現段階では基本的には文献等で得られる情報を用いてやっていただくということになってございます。それと入江川がどの程度感潮があるかということなのですけれども、ちょっと横浜市の方でも今は定かではございませんが、先ほ

ど調査していると申し上げましたが、塩素イオン濃度の方を測定しておりますので、どの時にどの橋まで塩素が入っているかというところで、入江川はどこまで感潮しているかというところはお示しできますが、それも入江川が感潮の影響を受ける川であるというところは、それでお示しはできますが、それによって例えば何%とか、どのぐらいの海水が上がってきているかというところを、横浜市として出すというのはちょっと難しいというところがございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。田中修三委員。

【田中修三委員】 100%は無理だと思いますので、できる範囲で。少し説明が、この補足資料に示されているデータ情報もですね、かなり限られているので、もう少し広く捉えて、いろんな視点から評価してこういう結論を導き出すというふうにしていただければ、誰が見てもある程度理解できるのではないかと思います。

【事務局】 では、今いろいろ先生から御意見いただいたことと、今日事業者の方でお答えしたこと、それと横浜市で今御説明したこと、一度整理して資料としてお出しした上で、なかなかそれ以上こちらの方で解析するというのも難しいところかとは思いますが、今日御議論いただいた内容を一度整理して、次回お示しさせていただければと思います。

【奥会長】 はい。そうですね。どこまで、どういう情報出せるかということもあわせて、整理をお願いいたします。酒井委員と宮澤委員、手を挙げてらっしゃいますけど、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 今の問題点を議論してもらって、大変参考になったのですが、結局こういうふうなことかなと、僕は田中委員にお伝えしたいのです。前回、私、この判定手続で、フルアセスをするかしないかしか選択肢はないのかということで、より簡便な、項目を限定したアセスという方法は取れないのですかと。そうすれば、今、田中委員が申し上げていることも、この汚染物質のところ、排水関係についてはちょっと調べてみようというふうな、方法書の中でも簡単な方法書の手続きがとれるわけです。残念ながらどうも事務局のお話では、それはないということだったので、その辺の難しさがこの問題あるのかなと思っています。ただ、今の資料をまとめるということは大賛成です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 その整理するにあたって、もし御参考になればということなのですが、このジョセフ・センドナーの式を見ると、拡散速度 864m/日という、そこが結果にクリティカルなところで、例えばどれぐらいこの河川から水が流入するかとか、あるいはその交換速度がどうかという話も潮汐の影響とかも、つき詰めればこの拡散速度、この式をベースにするなら拡散速度にそれらがどう影響するかというところではないかと思うのです。これが具体的なので、これは経験値であったりとか、あるいはジョセフ・センドナーの式のいろいろな推定の結果だと思うのですが、何かその条件によって 864m以外にバリエーションがあるのではないかというようなことも想像するので、分かりませんが。何か根拠があって 864mという、分子の運動とかかもしれないんですけども、その辺り一つ当たってみるっていうのも 1つの考え方であるかなと思いました。

それともう一つ、既存の解析的にはできない、それは分かります。だからそういうときには機能的な方法を取るというのは常套手段なわけで、そう考えると今現状あるデータとしては運河の水質であったり、そこへ出てきているいろいろな排水物の総量だったり濃度だったりがあるわけで、それに加えて今回の事業から排出されるものがどうかという割合みたいなのが示されれば、例えばですね、それが極々微小なものであるというような考察に持っていけないのではないかなというふうに思います。もしそういうのがあれば納得できる話かなと思います。以上です。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。今の御意見も参考にしつつかと思いますが、いずれにしても事務局の方で整理をしていただいて、事業者の方とも御相談いただいて、対応を御検討いただければと思います。そもそも出せないものは出せないということになるかもしれませんが、次回そこは整理したものをお示してください。他の委員の方、いかがですか。よろしいですか。五嶋委員、前回、御質問のあった内容については、いかがでしょうか。

【五嶋委員】 ライフサイエンス事業ということなのですが、動物は使わないということですね。それと、当然普通の通常の微生物遺伝子工学的な手法で、それに伴う法律の規制に準じて行うということで了解いたしました。よろしくをお願いします。

【奥会長】 ありがとうございます。片谷委員、お願いします。

【片谷委員】 はい。今の五嶋委員の御意見に、私、前回欠席していたものですから発言していませんけれども、同意見です。

今いろいろな議論があるのですが、基本的に条例で定められている方法、今後再検討することには異論はないのですが、今回の判定にそれを反映させるのは無理ですから、やはり今回は今の制度で判定をしなければいけません。なので、あまりそこの議論に話が行ってしまうと、いつまでたっても審議が終わらないので、今回は今の条例の規定に沿って判定するというところで進めていただくようお願いしたいと思います。

【奥会長】 もちろん、そのとおりでと思います。厳密さを求め続ければ続けるほど、いつまでも終わらないのはそのとおりですし、そもそも制度上、そこまで求められている段階ではないということですね。そこを前提としての整理を事務局にお願いしますということです。酒井委員、まだ手を挙げてらっしゃいますが、御意見ありますか。(御意見がないということで) よろしいですか。はい。他の委員の方いかがでしょうか。挙手はないようですので、それでは御質問等ないようでしたら、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

エ 審議

【奥会長】 では、審議に入ります。御質問、御意見などを追加でございませうか。特にございませうでしょうか。片谷委員、はい、どうぞ。

【片谷委員】 前回この件の審議の時に欠席しておりましたので、全体的な意見になってしまうのですが、結局この案件はもともと工場があった場所に新しい施設をつくるということと、それから既に同じ事業者が別の地

域に研究施設を持っていて、そこでの実績値がいろいろあるという、ある意味第2分類事業の中では情報量が比較的多い方だと見る事ができると思っております。その観点からいくと、今回の事業で今いくつかの懸念される御意見が出たのは承知しておりますけれども、全般的には十分に既存施設の情報、情報といえますか、既存施設の状況よりも悪いことが起こるといことは当然ないという想定ができるので、第2分類の判定としては、フルアセスの必要はないというふうに私は見ております。とはいうものの、環境配慮をしなくていいということではないので、これはもう事業者の社会的責任として、きちんと環境配慮しつつ、事業を進めていただくということは委員会からも意見として述べておくことが必要だと思います。結論としては、私はフルアセスの必要はないという見方をしているという立場です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。審査会として最終的にフルアセスの要否を判断しなければいけないということになりますけれども、今、片谷委員はその必要がないというそういう御意見でございました。今日結論を完全に出さなければいけないというわけではありませんので、先ほど事務局に整理と確認をお願いした事項を見た上で、次回最終的に判断するという事でよろしいかと思っております。事務局に確認いたしますけれども、今後の進め方どういたしましょうか。

【事務局】 はい。今、先生方からいただいた御意見を基にですね、一度整理をいたしまして、その上で御説明を再度させていただくというのを次回行いたいと思っております。

【奥会長】 はい。分かりました。他の委員の方も、もし現時点で御意見ございましたら、お願いしたいと思っておりますが。いかがですか。菊本委員、お願いします。

【菊本委員】 整理いただけるとすごく良いなと思っております。僕から特に意見はないのですが、最後の方で委員の方々から意見の出たポイントの整理の仕方がなかなか難しいのかなというふうに思うのです。途中で出てきた数式ですね、このジョセフ・センドナーの式というのは、基本的にはこれは距離によって S_0 と S_1 の間をただ補完するだけの式なので、とどのつまりはさっきの事業者の資料ですね、表3-1の排水の濃度というところだけの問題なのかなというふうに思うのです。この S_0 ですね。 S_1 はもうこの環境で周りの環境濃度で決まっているものなので、これはもう固定の値。それで表3-1の排水の濃度というところと、 S_1 を連結させるような単なる数式なので、だから委員の皆様からのお話についても、この S_0 の値が高いか低いということだけに、基本的に議論がつきやすいのかなというふうに感じたのです。それは意見を出された委員の先生方とか、もし御意見あったら、もう少し具体的に整理するポイントみたいなを出してあげた方が親切かなというふうに思いますけれども、いかがですかね。

【酒井委員】 私はその拡散速度 864m/日という、そこが決めうちされてるというのがひっかかってます。つまり、これが何を想定しているのか。完全に外部との水のやり取りはないような状態で、そっと濃度勾配に沿って拡散していくというようなことを想定してるのですかね。ちょっと分からないのですが、これが場合によって全然変わるのじゃないかというのが、言ってみればそういう問題なのかなと。潮汐に影響とか言ってる

のがコツかなと思うのです。

【菊本委員】 それは S_1 の値が変化するということですかね。この式からすると S_1 の値がかなり遠方で濃度という形で入力されてる形になるので、それが変化するかそういう意味合いでしょうか。

【酒井委員】 S_1 というのはその目的変数として、パラメータ推定するのですよね。

【菊本委員】 S_1 は、これは環境で遠方でどのぐらいの濃度になってるかという、公共用水域ですけど、 r の値が大きくなった時の値なのかなというふうに読み取ったんですけども。

【酒井委員】 S_1 っていうのは、これは、データとしてあるというのはどういうことなんだろう。

【田中修三委員】 S_0 が拡散していくということですね。

【菊本委員】 S_0 、距離ゼロのところは S_0 になっていて、遠方になると S_1 に漸近する。

【田中修三委員】 境界が S_1 ですね。

【菊本委員】 S_0 と S_1 の間以外はこの式はとり得ないですし、そういう問題だと思うので、基本はこの S_1 ですね、 S_1 が非常に高くて問題があったら、この事業は問題を起こすというようなことになろうかなと思うのです。となると S_0 の値自体が高いか低いかっていう議論でも十分なかなというふうに僕は思いましたけれども、いかがですかね。

【酒井委員】 その場合、 S_1 と言うのはどういうふうに予測してるのですか。

【菊本委員】 これは公共用水域の濃度となっているので、それを参照されているのかなというふうに読み取りました。

【酒井委員】 今後、放水していくものがなしで、 S_1 というのは環境濃度なのか。

【奥会長】 放流先の公共用水域の濃度ですね。

【田中修三委員】 S_1 はそうですね、境界付近の実測の平均値ですね。

【酒井委員】 今の実測値ですか。

【田中修三委員】 そうですね、平均値ですね。

【酒井委員】 S_0 というのは、今後出すであろう濃度。

【田中修三委員】 そうです。排水の濃度ですね。

【酒井委員】 何を評価してるのか、それでは分からないではないですか。

【菊本委員】 S_0 の値は今後ではなくて、条件によって変わっていて、現状での濃度の場合もあれば、供用時、算定する条件に応じて、それぞれ4種類使っておられるのかなと思いますけど。

【酒井委員】 今、評価しようとしているのは、供用時の排水がその海水の汚染にどう影響するかですね。そうでしたら、その S_0 も S_1 も供用時のものでなければならぬのではないですかね。

【菊本委員】 S_0 はこれ供用時と、あと現状と供用時ですね。比較をしなきゃいけないと思うので、それを比較しておられてるということかなと思います。

【酒井委員】 比較なら S_0 、 S_1 は現状のものとそろえる。それから、将来のものでそろえる。それらの間でその比較をする。そうでないと、 S_0 と S_1 というのが現状と供用時のものがミックスされていたら、何をやっているのかよく分からないですよ。

【菊本委員】 S_1 は、これ現状も未来も基本的に環境濃度なので同じ値を用いておら

れて、ただ物質によって2種類の値、それぞれCODとT-Nですかね、それを使っておられるということだと思います。そして、 S_0 の値がこれ当該の計画区域から排出されるものの値で、それで現状とあと供用時というのを、それぞれ値を算定されたものだと思うので、この算定の値が高いか低いかということの議論が大事なのかなと思ったのですけど。

【酒井委員】 S_1 というのが、排出される濃度によって変化するものではないのですか。

【菊本委員】 遠方の値ですので、こうやって手持ち（公共用水域の測定結果）で算定されたのかなというふうに僕は読み取ったのですけど。ここの値の設定がまずいのであれば、事業者の方にその意見を出して確認いただくということがいいのかなと思います。僕自身は事業者ではないので。ただ、事業者と事務局が検討いただくときに、より具体的に検討事項を整理した方がいいかなと思って、今お伺いしている次第です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。片谷委員、何かございますか。

【片谷委員】 片谷です。今の議論にちょっと補足で申し上げますけれども、要するに S_1 っていうのは大気の子測でよく使うバックグラウンド濃度に相当するものですので、気候変動みたいな長期的なスパンでは話は別ですけども、この事業が行われる前と後ぐらいのスパンでは変化しないという想定をしていると、私は理解しています。ですから、今、菊本委員おっしゃったように、 S_0 の値が S_1 に対してどのぐらい大きいかということが見るべき点であるという理解をしています。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

【菊本委員】 ありがとうございます。僕の理解はその通りです。

【奥会長】 菊本委員のご意見は、今事業者が整理して出しているデータ以外に具体的にどういう情報が必要なのかということをお委員の方から明示しておかないと、なかなか出していただくことが難しいのではないかと思います。その辺の御意見があれば、特に今日、御意見がありましたのが田中修三委員、酒井委員ですので、事務局の方と個別にやりとりしていただいて、具体的にこういう情報があるならば、それを踏まえて事業者の方と御相談いただくということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。この件で、数式の読み方といったところにも時間を使ってしまっていますので、よろしいですか。

【事務局】 事業者とも調整させていただいて、次回、資料提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、ほかに御意見、大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。それではですね、また引き続き、次回以降に、場合によっては事業者の方から補足資料を御用意いただいで御説明を受けるといふこともあろうかと思ひますが、そこも含めて事務局の方で整理をお願いいたします。審議内容につきましては、会議録案で御確認をいただくということをお願いいたします。

(2) アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 はい。ありがとうございました。では、ただ今の説明について御質問、御意見ございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 前回この案件の審議の時に欠席しておりましたので、事務局にメールで意見をお送りしたわけですが、自分は（配慮事項の）14番に、先ほど御説明があったように反映していただいております。私、前回、藤倉委員が出された御意見を知る前にこの意見を出しましたので、若干重複するようなどころも無くはないのですが、両方あってもまずいものでもないの、このままでよろしいかと思っております。結局、色々な物を燃やす計画になっているので、燃やし方をかなり慎重に、きちんとコントロールしてやらないと、いろいろな問題が起こりうると。必ず起こるわけでありませんが、起こりうるということなので、そのあたりを事業者には十分認識していただく必要があるという趣旨の意見です。補足で申し上げます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいですか。特に無いでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、特に御意見等がないようですので、本件に関しての審議はこれで終了となります。本件は配慮書手続き段階ですので、審査会からの答申という形はとりませんが、事務局は審査会の意見を十分に踏まえた上で、配慮市長意見書の作成をお願いしたいというふうに思います。今日まとめていただいた一覧でカバーされていると思いますので、それを踏まえて意見書の作成をお願いします。

では、本件に関する審議はこれで終了となります。審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認くださいようお願いします。

以上で、本日予定されておりました議事、全て終了となりますので事務局にお返しします。

（傍聴退出）

- 資料
- ・（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書に関する補足資料 **事業者資料**
 - ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 配慮市長意見（案） **事務局資料**